

## 長野県建設業協会長野支部 2号会員規定

### (目 的)

第1条 長野県建設業協会長野支部（以下支部）は、建設業に携わる企業に広く協会活動の門戸を開き、建設産業の健全な発展と社会的責務を果たすため、会員企業の技術力の向上並びに建設業における労働災害防止を図ることを目的とする。

本規定はこの趣旨に賛同する支部2号会員の設置について定める。

### (会員資格)

第2条 建設業法による建設業の許可（大臣・知事）を受けた一般建設業者又は特定建設業者で、長野市又は上水内郡に本支店又は事業所を有する法人及び事業者とする。

### (入 会)

第3条 前条の資格を有し支部入会を希望するものは、別に定める入会申込書に2名（少なくとも1名以上の理事・監事・顧問・相談役）の推薦者を得て申し込むものとする。

- 2 前項申込みに対し、支部長から入会審査特別委員会へ諮問、入会審査特別委員会で審議し、答申を受けて支部長が役員会又は役員書面決議をもって決定する。
- 3 入会審査では、申込者について（1）悪質な建設業法違反の有無、（2）暴力団又はこれに類するものか又は関連するものか否か、（3）実体のない名目だけの企業か否か、（4）その他入会を拒否する事項の有無、等を審議する。
- 4 会費は、入会金 40,000 円、入会保証金 60,000 円、年会費 60,000 円（年度途中の入会は月割り）とする。
- 5 退会した正会員が2号会員として入会することは認めない。

(建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会)

第4条 支部2号会員は、建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会（以下長野分会）の会員となり、また建災防県支部会員になることもできる。但し、第5条の規定に従う。

(上部団体との関連)

第5条 支部2号会員・長野分会員は、支部・長野分会（建災防県支部に入会しない場合）の上部団体には所属できないものとする。

(事業活動等)

第6条 会員としての協会事業活動参加は以下の通りとする。

- (1) 支部及び長野分会が主催・共催する各種研修会・会議・行事・ボランティア活動等に自由に参加できる。
- (2) 支部及び長野分会の情報を基本的に1号会員同様に共有する。
- (3) 災害時等の支部緊急出動体制に協力する。
- (4) 専門委員会への参画はできない。
- (5) 支部総会、長野分会総会における議決権を有しない。
- (6) 役員会の承認を得て委員会等を設置し、本規定第1条の目的に沿った意見具申をすることができる。

(退 会)

第7条 退会を希望する会員は別に定める退会申出書の提出により退会ができる。

- 2 退会が年度途中の場合、年会費の残月分を保証金と併せ返金する。
- 3 年会費が未納の場合、保証金をこれに充当し次年度より退会扱いとなる。

(除 名)

第8条 以下の事項に該当する会員は、役員会の決定により除名することができる。

- (1) 入会後に支部規定第3条第3項に該当することが明らかになったとき。

(2) 支部の名誉を傷付け、会員の面目を失墜したとき。

第9条 退会者、除名者は本規定第7条による請求権を除き、支部に対していかなる請求もできないものとする。

(正会員への移行)

第10条 支部2号会員から正会員へ移行する場合は、正会員入会の申請(関係書類、推薦人は必要なし)と同時に県協会入会の申請手続きをする。

2 前項申し込みに対し、役員会又は役員書面決議をもって入会を決定する。

3 正会員入会金は、2号会員入会金を差し引いた残額とする。

附 則

この規定は、平成17年1月12日に成立し、平成17年4月1日から施行する。

<改定の経過>

平成21年 3月30日一部改定 改定の日から適用

平成23年 5月25日一部改定 改定の日から適用

平成25年10月18日一部改定 改定の日から適用